

国民年金の免除制度・猶予制度

自営業や退職者（失業）などの第1号被保険者（学生以外）で、保険料の納付が経済的に困難な場合、申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請に必要な書類など、詳しくは問い合わせてください。

●保険料免除制度

申請者本人や配偶者、世帯主それぞれの前年所得に応じて、全額、4分の3、半額、4分の1免除の4段階で保険料が免除されます。全額免除以外は、定められた一部の保険料を納めなければ未納となります。

《免除を受けた場合》

- 受給資格期間に算入されます。
- 受給金額は免除された割合によって減額されます。（追納制度あり）

●納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人で、申請者本人と配偶者それぞれの前年所得に応じて保険料納付が猶予されます。

《猶予を受けた場合》

- 受給資格期間に算入されます。
- 追納しない限り受給金額に算入されず、減額となります。（追納制度あり）

追納制度とは

免除や猶予を受けると、保険料を全額納付した場合に比べ、受給額は減額されます。ただし、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）でき、将来受け取る年金額を満額に近づけられます。

なお、免除や猶予の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算額がつきます。

問 市民課 戸籍・年金係 ☎ 23-3924

日本年金機構善通寺年金事務所

☎ 0877-62-1662

6月は農業者年金現況届の提出月です

引き続き農業者年金を受給する資格があるかどうかを、毎年1回受給権者からの届け出により確認しています。現在農業者年金を受給している人は、現況届を6月28日(金)までに必ず提出してください。現況届の用紙は、農業者年金基金から直接送付します。未提出の場合には、年金の支払いが一時差し止めになりますので、注意してください。

提出先 農業委員会事務局、大野原支所、豊浜支所

問 農業委員会事務局 ☎ 23-3948



登録型本人通知制度の事前登録をしていますか

●登録型本人通知制度とは

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、登録者本人の住民票などを代理人や第三者が取得した事実を早期に確認することができます。

誰かが不正に自分の個人情報を取得したことが分かれば、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

●事前登録ができる人

市内に住民登録をしている人や、本籍がある人（除票・除籍を含む）

●登録方法

本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、保険証など）を持参し、市民課または各支所で登録の手続きをしてください。郵送による手続きもできます。

代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

●通知の対象となる証明書

- 住民票の写し（除票）
- 住民票の記載事項証明書
- 戸籍の謄抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
- 戸籍の附票の写し

●交付の通知

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ①交付した日
- ②交付した証明書の種類
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別（本人などの代理人、それ以外の第三者）

問 市民課 市民係 ☎ 23-3924

固定資産税に関する届け出

●家屋を新築・増築したとき

家屋の評価額を算出するため、間取りや仕上げを確認する家屋調査が必要です。職員が調査に伺いますので、連絡してください。

●家屋を取り壊したとき

「家屋滅失届」を提出してください。取り壊しの翌年度から課税されなくなります。

また、取り壊した家屋が所在する土地が、住宅用地に対する課税標準の特例を受けている場合、土地の税額が上がることがあります。

なお、登記している家屋については、法務局で滅失登記の手続きをしてください。

●売買、贈与や相続などで未登記の家屋の所有者が変更になったとき

「家屋補充台帳登録（未登記家屋）の所有者変更届」を提出してください。この届け出がないと、旧所有者に課税されます。

※未登記家屋…法務局に登録されていない家屋

添付書類

売買・贈与などの場合

○旧所有者と新所有者の印鑑登録証明書

※売買契約書などの写しを添付すると印鑑登録証明書は不要です。

相続の場合

○新所有者と変更の時期が確認できる書類（遺産分割協議書など）

○遺産分割協議書などがない場合は、相続人全員の同意書（実印を押印したもの）と印鑑登録証明書を提出してください。

●土地・家屋の所有者や納税義務者が死亡したとき

相続人の代表者は、「相続人代表者（兼現所有者）指定届」を提出してください。相続登記による名義変更が行われるまでの間、納税通知書を受け取る相続人の代表者を指定する必要があります。

●土地の使用状況が変わったとき

住宅を店舗にするなど家屋の用途変更に伴い、土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは、「住宅用地異動申告書」を提出してください。土地の税額が変わる場合があります。

●その他の届け出

- 納税管理人申告（承認申請）書
- 納税管理人変更（取り消し）申請書
- 土地利用状況変更届出書
- 被災住宅用地申告書
- 非課税申告書
- 減免申請書
- 住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申請書
- バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書
- 省エネ改修に伴う固定資産税減額申請書 など

注 届け出の際は、マイナンバー（個人番号）または法人番号の記載をお願いします。

問 税務課 資産税係 ☎ 23-3922



市民税・県民税 納税通知書を発送します

平成31年度 市民税・県民税納税通知書を、6月中旬に発送します。市民税・県民税が給与から天引き（特別徴収）される人は、勤務先を通じて納税通知書をお渡ししています。

本年度の税額は、平成30年中の所得に基づいて算出していますので、確認してください。

納税通知書は平成31年1月1日に観音寺市に住所があり、納付税額がある人にお送りしています。

第1期納期限7月1日(月)まで日数がありませんが、期限内の納付をお願いします。

納期限までに納付が困難な場合は、税務課へ相談してください。

問 税務課 市民税係 ☎ 23-3922

行政相談委員が代わりました

行政相談委員は、市民の皆さんの身近な相談相手として、行政の仕事の苦情や要望を聞き、解決方法のアドバイスや関係機関への連絡を行う民間有識者です。本年度から、右記の皆さんが総務大臣から委員に委嘱されました。

行政相談を毎月行っていますので、気軽に相談してください。秘密は固く守られます。

時 毎月第3火曜日

午後1時30分～午後3時30分

所 中央図書館2階 会議室

料 無料

問 秘書課 広聴広報係 ☎23-3915



合田幹夫さん
(豊浜町)



松木由佳さん
(大野原町)



高橋良幸さん
(杵田町)



中野泰良さん
(大野原町)

ハイスタッフホール イベントスケジュール 問ハイスタッフホール ☎23-3939

日時・場所	内容	日時・場所	内容
6月 16日(日) 午後4時～ 大ホール	完売 水谷千重子 ありがとうコンサート in 観音寺 ※チケットは完売しました。	8月 17日(土) 午後2時～ 小ホール	好評発売中! フレッシュアーティスト 想い 全席自由 一般1,500円 学生1,000円 【出演】大関万結 (バイオリン) 香月 麗 (チェロ) 鐵百合奈 (ピアノ) 大関万結、鐵百合奈 写真: © 井村里人
6月 6日(土) 午後4時～ 小ホール	好評発売中! 古澤巖 ヴァイオリンの夜 全席指定 一般 5,500円	8月 18日(日) 午後2時～ 大ホール	好評発売中! コメディ・クラウン・サーカス 全席指定 一般 2,000円 3歳～中学生 1,000円 ※当日各500円増 【出演】プレジャーB
7月 24日(水) ①正午～ ②午後3時30分～ 大ホール	好評発売中! 夏休み! よしとお笑いライブ in 観音寺2019 全席指定 前売り4,700円 当日5,000円 【出演】中川家、とろサーモン、 ゆりやんレトリィバァほか計5組 吉本新喜劇 (川畑泰史、すっちーほか)	8月 28日(水) ①午後0時30分～ ②午後4時30分～ 大ホール	好評発売中! 川中美幸コンサート2019 全席指定 一般 5,800円 当日 6,100円
7月 27日(土) ①午前10時～ ②午後1時～ ③午後3時～ 小ホール	好評発売中! 第11回観音寺映画鑑賞会 「かいけつゾロリ うちゅうの勇者たち」 全席自由 一般 500円 3歳～中学生 300円 ※2歳以下無料 (座席が必要な場合は有料)	10月 5日(土) 午後5時～ 大ホール	鼓童ワン・アース・ツアー2019「道」 全席指定 一般 5,500円 【出演】鼓童 一般販売 日 時 6月15日(土)午前10時～ 販売場所 ハイスタッフホール事務局

2019年度 観音寺子どもミュージカル公演 参加者向け説明会

日時 6月9日(日)午前10時30分～
場所 ハイスタッフホール 会議室7
対象 小学生～中学3年生

注意

枚数制限があるものや未就学児は入場できないものもあります。詳しくは問い合わせてください。

申請が必要です (児童扶養手当・特別児童扶養手当)

●児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育成する家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。支給要件など、詳しくは問い合わせてください。

受給期間 18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで（心身に中程度以上の障がいがある児童は、20歳の誕生日の前日の属する月まで）

注 児童福祉施設に入所している、事実婚をしている家庭などは、手当を受けられない場合があります。公的年金などを受給している人も、年金額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、児童扶養手当額は、所得に応じて決まります。

●特別児童扶養手当

対 精神または身体に一定以上の障がいがある児童を家庭で養育している人

受給期間 20歳の誕生日の前日の属する月まで

注 児童福祉施設に入所している家庭などは、手当が受けられない場合があります。

問 子育て支援課 ☎23-3962



6月は児童手当・特例給付現況届の提出月です

6月分以降の児童手当を受けるには、引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一の関係など）を満たしているかどうかを確認するための現況届の提出が必要です。

対象者には、書類を6月上旬に郵送します。内容を確認し、必要事項を記入、押印して期間内に同封の返信用封筒で返送してください。

提出期限 6月28日(金)必着

提出先 子育て支援課

必要書類 現況届、受給者の健康保険証のコピー
※個々の状況により、他の書類が必要な場合があります。

注 提出がない場合は6月分以降の手当の支払いが差し止めとなりますので、必ず提出してください。

問 子育て支援課

☎23-3962



交通事故に遭ったとき



国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が、交通事故など第三者の不法行為で、けがや病気をした場合は、被保険者の届け出により保険診療を受けることができます。届け出後、国民健康保険や後期高齢者医療制度が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求します。

事故に遭ったときは、必ず届け出をしてください。この届け出（傷病届等関係書類の提出）は法律で義務付けられています。

持 被保険者証、印鑑（認め印）、交通事故証明書の写しなど詳しくは、問い合わせてください。

申 健康増進課、各支所

注 加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、立て替えた医療費を加害者に請求できない場合があります。

問 健康増進課（国民健康保険係、医療係）

☎23-3927

香川県後期高齢者医療広域連合事務局
(後期高齢者医療のみ)

☎087-811-1866